

阿南工業高等専門学校ワークライフバランス・ダイバーシティ推進委員会規則

(平成29年4月1日)

(規則第1号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校ワークライフバランス・ダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育・研究・就業におけるワークライフバランス、ダイバーシティの推進に関すること。
- (2) ワークライフバランス、ダイバーシティに対する意識啓発に関すること。
- (3) その他本校のワークライフバランス、ダイバーシティの推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長が指名する教職員 若干名
- (2) 総務課長及び学生課長

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議結果)

第8条 委員長は、委員会の審議結果を速やかに校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第10条 委員会は、必要に応じ部会を置く事ことできる。

- 2 部会に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。